

## 福岡市介護施設等物価高騰対策支援金の申請方法等について<障がい者・児>（令和8年1月29日改定）

### 1 事業概要

電気代や食材料費の高騰に伴うコスト上昇の影響を受ける高齢者福祉施設及び介護サービス事業所に対して支援を実施するため、下記サービス類型ごとに設定した交付要件に応じて、介護施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するもの。支援金の概要は以下のとおり。

#### 【支援対象施設】※実施要綱の障がい者・障害児区分表を抜粋

サービス類型	障がい者施設等（障害者総合支援法）	障がい児施設等（児童福祉法）
入所系②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所支援</li> <li>・共同生活援助</li> <li>・短期入所(空床型を除く)</li> <li>・療養介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障がい児入所支援</li> <li>・医療型障がい児入所支援</li> </ul>
通所系①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練(機能訓練・生活訓練)</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援(A・B型)</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・就労選択支援</li> </ul>	・児童発達支援センター
通所系②		・放課後等デイサービス・児童発達支援(事業所)
訪問系、 補装具事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援助</li> <li>・同行援護</li> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> <li>・訪問入浴サービス</li> <li>・自立生活援助</li> <li>・補装具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・障がい児相談支援</li> </ul>

※ 補装具事業者は福岡市と補装具費代理受領契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が福岡市内にあるもの。

#### 【支援金の額】

	電気契約種別	補助単価
入所系②	高圧	24,900円/定員
	低圧	24,100円/定員
通所系①	高圧	9,200円/定員
	低圧	8,100円/定員
通所系②	高圧	2,200円/定員
	低圧	1,100円/定員
訪問系、 補装具事業者	—	12,600円/事業所

#### 【留意事項】

(1) 表の補助単価を用い、下記の計算式により、支援金の額を算出します。

$$\text{補助単価} \times (\text{令和7年7月～令和7年9月及び令和8年1月～令和8年3月において運営実績(見込)のある月}/6)$$

※ 端数は十の位で切上処理を行う。

※ 月途中での指定・廃止・休止の場合は、当該月数に含めない。

(2)「入所系」と「通所系」を両方もしくはそれぞれ複数で実施している施設等は、それぞれのサービスで申請することができます。

ただし、医療型障がい児入所(入所系)と療養介護(入所系)を実施している施設等においては、下記のいずれかで申請を行ってください。

①医療型障がい児入所と療養介護で定員を通じて定めている場合は、医療型障がい児入所(入所系)で申請してください。

②医療型障がい児入所と療養介護で一部定員を通じて定めている場合は、共通で定めた定員数については医療型障がい児入所(入所系)で申請し、それ以外の定員数は療養介護(入所系)で申請してください。

(3)「訪問系」については、実施しているサービスの数に関わらず、事業所番号毎の申請とします。

介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の事業所は、高齢区分で申請してください。

(4)障害者総合支援法に基づく計画相談支援と、児童福祉法に基づく障がい児相談支援の指定がある場合は、計画相談支援事業所で申請してください。

(5)介護保険法に基づく居宅介護支援と、障害者総合支援法に基づく計画相談支援の指定がある場合は、居宅介護支援で申請してください。

(6)共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所は、高齢区分で申請してください。

(7)就労定着支援は対象外です。

(8)自立生活援助を実施している事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかを同一場所で一体的に行っている場合はそのサービスでの申請となり、自立生活援助での申請はできません。

(9)児童発達支援(児童発達支援センターを含む)又は放課後等デイサービスを実施している事業所が、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、下記【例】のとおり申請してください。

#### 【例】

1. 放課後等デイサービスと保育所等訪問支援 → 保育所等訪問支援で申請
2. 放課後等デイサービスと児童発達支援(事業所)と保育所等訪問支援 → 保育所等訪問支援で申請
3. 児童発達支援(事業所)と放課後等デイサービスと居宅訪問型児童発達支援  
→ 居宅訪問型児童発達支援で申請
4. 児童発達支援(事業所)と保育所等訪問支援 → 保育所等訪問支援で申請
5. 児童発達支援センターと保育所等訪問支援 → 児童発達支援センターで申請

(10)放課後等デイサービスと児童発達支援(事業所)で定員を通じて定めている事業所は、放課後等デイサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。

(11)共同生活援助において、住所の違う複数の拠点を運営している場合は、福岡市に届け出ている主たる事業所の補助単価に、各拠点の合算した定員数で請求してください。

(12)補装具事業者において介護サービスを同一事業所で実施している場合は高齢区分で申請してください。両方のサービスで申請はできません。

(13)本支援金の申請時点で、事業を行っている施設が対象となります。

※補装具事業者は申請時点で事業を行っていることに加えて、申請時点で福岡市と補装具費代理受領契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が福岡市内にあるものか対象になります。

## 2 定員数

令和8年2月6日時点において、市に届け出ている運営規程に定めた定員数とします。

## 3 申請方法

申請は法人単位での申請となります。事業所単位での申請はできません。また、障がい者・障がい児区分でも事業所等を運営し、支援金を申請する法人は、1度の申請でまとめて行ってください。

申請は電子申請での受付となります。下記ホームページ内にある申請フォームより、下記の申請手順に従って、申請を行ってください。その際、下記の書類をアップロードしていただく必要がありますので、事前にご準備ください。

### (1) 電子申請専用ページアドレス

専用ページ二次元バーコード

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 申請受付専用ページ

<https://fukuoka.kaigo-online.besure.jp>



### (2) 申請に必要な書類

#### ① 市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明(写し)

- ・発行日から1ヶ月以内のものに限ります。
- ・証明書原本をスキャニングしたPDFデータでの提出を原則としますが、対応が難しい場合は、証明書原本のコピーを撮影した画像データを提出してください。(データサイズは10MBまで)

※ 証明書原本をスキャン・コピーした際に表面に現れる【複写】の文字が認められるデータを添付ください。

- ・減免事業所や非課税法人、本社所在地が市外にある法人であっても、本証明が必要です。

#### ② 通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類(写し)

- ・振込希望口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(付)が確認できる通帳のページをスキャニングしたPDFデータでの提出を原則としますが、対応が難しい場合は、当該ページを撮影した画像データを提出してください。(データサイズは10MBまで)

※ 個人名義(法人代表者含む)の口座等では振り込みができません。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像データを提出してください。

#### ③ 電気及契約種別が確認できるもの(入所系②及び通所系①、②の高圧契約での申請の場合のみ必要)

- ・電気については、入所系②及び通所系①、②の高圧契約をしている事業所分の請求書、または、左記契約していることがわかる書類のデータ(事業所の住所および供給地点特定番号がわかるもの)を提出してください。
- ・スキャニングしたPDFデータでの提出を原則としますが、対応が難しい場合は、当該ページを撮影した画像データを提出してください。(データサイズは10MBまで)

### (3) 申請手順

#### ① 申請フォームへのアクセス

上記電子申請専用ページをクリックすると、申請フォームへ遷移しますので必要事項を入力してください。

#### ② 申請内容の入力

以下の手順に従い、必要事項を入力してください。

##### ア 誓約事項への同意

今回の支援金にかかる誓約事項が表示されますので、チェックボックスにチェックを入れてください。

※ 誓約事項に同意できない場合は、その先の入力に進めませんので、あらかじめご了承ください。

##### イ 法人情報の入力

法人情報検索で法人番号を入力し、検索すると、法人の名称と法人所在地が自動表示されます。

個人事業主の場合や法人番号が不明の場合は、法人の名称・法人所在地を入力してください。

※ 補装具補装具事業者で個人事業主の場合は補装具費代理受領契約時の内容を入力してください。

※ 郵便番号を入力すると、県・市区・町域までが自動反映されます。以降、丁目・番地・号数・建物名および部屋番号等について、正しく入力してください。丁目・番地・号数は、半角数字のみでの入力となり、号数に続いて部屋番号を入力しないようにしてください(ハイフンは入力できない仕様となっています)。

##### ウ 担当者連絡先情報の入力

法人担当者の氏名および連絡先の電話番号、メールアドレスを入力してください。

※ 申請内容の確認・不備等があった場合の連絡先として、申請担当者の連絡先を記載してください。

※ メールアドレスにご登録内容および審査進捗を確認できる My ページの URL を記載した自動返信メールが送信されますので、入力に誤りがないよう注意してください。

##### エ 振込先口座情報の入力、必要書類のアップロード

振込先口座の金融機関コードおよび支店コードを半角数字で入力し検索すると、自動表示されます。

例) みずほ銀行(0001)本店(100)の場合は、「0001100」と入力

・ 預金種別・口座番号(7桁)・口座名義(カナ・記号・数字)を入力してください。

※ ゆうちょ銀行へ振込希望の方は、振込用の 7 桁の口座番号を記載してください。

※ 口座番号が 7 桁に満たない場合、頭に 0 をつけてください。

口座番号が 123 の場合の例:0000123 と入力

※ 口座名義と請求者は同一である必要があります。

※ 通帳・キャッシュカードに記載されている口座名をそのまま入力してください。

・ 上記に記載している「(2)申請に必要な書類 ①～③」のデータをアップロードしてください。

※ アップロード可能なデータサイズはそれぞれ最大 10MB までとなっていますのでご注意ください。

##### オ 事業所情報の入力

・ 申請する事業所区分(高齢・障がい者・障がい児)を選択し、申請する事業所にかかる内容を入力してください。また、複数区分で同時申請する場合には、該当する区分すべてにチェックをいれてください。

・ 表示された事業所情報入力フォームに、事業所番号・事業所名・事業所所在地・運営実績のある月数・定員数を入力してください。

※ 事業所番号がないサービス種別(地域活動支援センター、訪問入浴サービス、補装具事業者)について

では、0を10桁入力してください。

- ※ 入所系及び通所系事業所について、定員数を入力すると、申請金額は自動反映されます。
- ※ 訪問系事業所、補装具事業者については、定員数の入力は不要のため、「0」で申請してください。
- ※ 事業所所在地について、郵便番号を入力すると、県・市区・町域までが自動反映されます。以降、丁目・番地・号数・建物名および部屋番号等について、正しく入力してください。丁目・番地・号数は、半角数字のみでの入力となり、号数に続いて部屋番号を入力しないようにしてください(ハイフンは入力できない仕様となっています)。
- ※ 運営月数は「令和7年7月～令和7年9月及び令和8年1月～令和8年3月において運営実績(見込)のある月数」となります。なお、月途中での指定・廃止・休止の場合は、当該月数に含めません。

### ③ 申請内容確認

入力した内容が一覧として表示されます。申請内容に誤りがないか、確認のうえ、回答ボタンを押してください。申請の受付が完了したら、担当者メールアドレスに自動返信メールで申請受付メールおよび My ページの案内を送信します。

※ 内容受付メールを必ず保存し、My ページを確認できるようにしておいてください。

※ 迷惑メール防止機能等を設定している場合、メールが届かないことがあります。

- ・ドメイン指定受信設定している場合は、「info-fukuoka@besure.jp」からメール受信できるよう設定してください。
- ・メールアドレス指定受信設定をしている場合は、「info-fukuoka@besure.jp」からメール受信できるよう設定してください。

### ④ 審査状況の確認

My ページより、審査状況を確認してください。My ページ内に表示している処理状況が「申請受付済」となった時点で申請手続き完了となります。申請内容に不備があった場合は、別途「介護施設物価高騰対策支援金に関する確認依頼メール」を担当メールアドレス先に送信しますので、必ず確認し、申請内容の修正を行ってください。

※ My ページの処理状況が「審査完了」になると、My ページ上部の「ダウンロード」から申請書兼誓約書(控)のデータをダウンロードすることができます。

## 4 申請受付期間

令和8年2月6日(金)15時～令和8年5月15日(金)17時

## 5 本支援金にかかる問い合わせ先

「3 申請方法」に記載する申請専用ページに「問い合わせフォーム」へのリンクを掲載しています。質問等がありまし  
たら、当該リンクから、問い合わせフォームに入り、質問内容等を入力してください。

※ 質問の内容によっては、回答に時間がかかる場合もあります。特に締切間際のお問い合わせにつきましては回  
答が締切期日を過ぎる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 迷惑メール防止機能等を設定している場合、メールが届かないことがあります。

- ・ ドメイン指定受信設定している場合は、「info-fukuoka@besure.jp」からメール受信できるよう設定してください。
- ・ メールアドレス指定受信設定をしている場合は、「info-fukuoka@besure.jp」からメール受信できるよう設定してください。

また、お電話によるお問い合わせも受け付けております。電話での対応をご希望の場合は、下記コールセンターまでお電話ください。

■電話での問い合わせ先

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金コールセンター

TEL：0120-563-636 受付時間：午前8時45分～午後5時30分まで(土・日・祝日を除く)

## 6 その他

本支援金にかかる事務局業務を、日本トータルテレマーケティング株式会社に委託しております。